

**東海市デジタル・トランスフォーメーション（DX）
推進基本方針【2.0版】**

**令和8年（2026年）3月
東海市デジタル推進課**

目 次

1	はじめに	
(1)	D X 推進の意義	1
2	基本方針の目的と位置づけ	
(1)	基本方針の目的	2
(2)	基本方針の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	D Xを進める前提となる考え方	4
(1)	B P Rの推進	4
(2)	システム整備の考え方	4
(3)	オープンデータの推進・官民データ活用の推進	4
5	重点取組事項	
(1)	フロントヤード改革の推進	6
(2)	情報システムの標準化	6
(3)	共通化等の推進	7
(4)	公金収納における eL-QR の活用	7
(5)	マイナンバーカードの取得支援・利用の推進	8
(6)	セキュリティ対策の徹底	8
(7)	A I 利用促進	9
(8)	テレワークの推進	9
(9)	スマート行政による効率化	10
6	自治体 D X の取組とあわせて取り組むべき事項	
(1)	デジタルデバイド対策	11
(2)	デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し	11

(3) ゼロトラストアーキテクチャに関する調査・検討	11
7 推進体制	13

1 はじめに

(1) DX推進の意義

令和3年（2021年）5月に、「デジタル社会形成基本法」、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を含めた「デジタル改革関連法」が成立・公布され、デジタル社会形成基本法において、「地方公共団体は、基本理念

（注：同法第2章に定めるデジタル社会の形成についての基本理念）にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を活かした自立的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第14条）こととされました。

令和3年（2021年）以降、毎年度、デジタル社会形成基本法第39条第1項等に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げている。このような社会を目指すことは、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしています。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、本市におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進する意義は大きいものと考えます。

(2) 東海市のデジタル化の取り組み状況

東海市では、「利用者（市民）中心のサービス向上と業務の見直しによるスマートな行政運営の実現」、「市民や事業者等が容易に必要な情報を必要なときに享受できるデータの利活用の実現」、「誰一人取り残さない人に優しいデジタル社会の実現」という3つの視点を大切に令和4年（2022年）3月に「東海市DX推進基本方針」を策定し、デジタル化の推進に取り組んできました。

2 基本方針の目的と位置づけ

(1) 基本方針の目的

日本全体で人口減少・少子高齢化が進展するなか、SDGs※1や脱炭素社会といった新たな国際目標を達成し、将来にわたって心豊かで活力あるまちづくりを進めていくうえで、その中心的な役割を担う行政においては、「持続可能性」を大切にしながら、社会環境の変化や高度化・多様化する市民ニーズに適切に対応するための施策の展開が求められています。

本市においても、高齢化の進展や将来的な人口減少に伴う、財政規模の縮減と行政需要の増大へ対応するためには、事務の効率化や簡素化を実現しながら、限られた行政資源（人的・財政的）を再配分していくことが必要です。

また、スマートフォン等を活用した利便性の高いデジタル社会へ移行するなかで、行政サービスにおいてもデジタル技術の活用による市民の利便性の向上が求められています。

こうした社会情勢の変化等にデジタル技術を活用して対応し、時代のニーズに応える行政運営を実現していくという中長期的な展望のもと、本市がDXを進めていくうえで前提となる考え方や、今後5年間を期間として重点的に取り組んでいく事項、自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項について取りまとめ、「東海市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進基本方針（以下「基本方針」という。）」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めていくものです。

(2) 基本方針の位置づけ

この基本方針は、デジタル社会形成基本法に規定されている地方公共団体が策定する施策として位置づけるとともに、官民データ活用推進基本法に基づく市町村官民データ活用推進計画として位置づけます。

また、策定にあたっては、国の「デジタル・ガバメント実行計画」や「自治体DX推進計画」、愛知県の「あいちDX推進プラン2030」を勘案しており、国や愛知県の施策との整合性を図っています。

○用語の解説

※1 SDGs：2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓った目標。

3 計画期間

国の自治体DX推進計画の計画期間との整合性を図るため、国の動向を反映させるよう適宜見直しを行うものとします。その上で、着実にDXの推進を図るため東海市DX推進基本方針の重点取組事項について、5年間を目途に主な取組事項等を設定し、毎年度更新するものとします。

4 DXを進める前提となる考え方

第33次地方制度調査会における「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申（令和5年（2023年）12月21日）」において指摘されているとおり、急速な人口減少によって、人材不足が深刻化するなど、経営資源が制約される中で、地方公共団体が職員等のリソースを創意工夫を要する業務にシフトさせ、より質の高い行政サービスを持続可能な形で提供していくためには、デジタル技術を活用し、地方公共団体と住民との接点や内部事務、意思形成における業務改革を飛躍的に進める必要があります。

DXを総合的に推進するためには、フロントヤード（市民との接点）のデジタル化とバックヤード（内部事務）のデジタル化に一体的に取り組むことにより、市民サービスの高度化の視点に加え、窓口対応等の効率化により、創意工夫を要する業務のために人員配置の最適化を実現するという視点、さらに、データを活用した意思形成につなげていく視点が重要です。

本市が具体的に取り組むべき事項の詳細は、後述に示すように多岐にわたりますが、それぞれの相互の関連性を意識し、業務全体の最適化を目指すことが必要となります。

(1) BPRの推進

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年（2025年）6月13日閣議決定）にあるとおり、DXを進めるに際しては、既存の行政手続を前提とするのではなく、業務内容や業務プロセス等を抜本的に見直し、再構築するいわゆるBPRの取組みを行うことが重要です。また、業務改革（BPR）の実施に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年（2021年）12月24日デジタル大臣決定）に定めるサービス設計12箇条に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討し進めていく必要があります。

(2) システム整備の考え方

標準化対象の20業務の標準準拠システムへの移行に注力するとともに、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年（2024年）6月21日閣議決定）の趣旨を踏まえつつ、共通SaaS※2の利用についても検討を進めていく必要があります。

(3) オープンデータ※3の推進・官民データ活用の推進

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年（2025年）6月13日閣議決定）に基づき、標準的な形式及びルールに基づいた公開に努めるなど、「官民データ活用推進基本法」（平成28年（2016年）12月14日法律第103号）の趣旨及び「オープンデータ基本指針」（平成29年（2017年）5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）を踏まえてオープンデータを推進することが求められています。

○用語の解説

※2 共通 SaaS（公共 SaaS）：国・自治体が共通のクラウドサービスを利用し、業務効率化とシステムコスト削減を実現する仕組みで、ガバメントクラウド上で提供される。

※3 オープンデータ：誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるよう、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。

5 重点取組事項

(1) フロントヤード改革の推進

【取組方針】

少子高齢化・人口減少が進み、行政資源がますます制約されていく一方、市民の生活スタイルやニーズが多様化している中においては、行政手続のオンライン化や、「書かないワンフロアでワンストップ窓口」など、市民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めていく必要があります。これにより、市民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要となります。また、これらの改革に応じた窓口空間の再整理を行うことは、市民スペースの拡大にも繋がる可能性があり、庁舎空間が単なる手続の場だけでなく、様々な主体が集って相談・交流する、地域課題の解決の場としても活用可能となるものです。

(2) 情報システムの標準化

【取組方針】

情報システムの標準化については、標準化基準（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務づけ、標準準拠システムについてガバメントクラウド（デジタル社会形成基本法第29条に規定する「全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備」としてデジタル庁が整備するものをいう。以下同じ。）を利用することを努力義務とすること等を規定する標準化法が令和3年（2021年）5月に成立し、標準化法に基づき、地方公共団体情報システムの標準化を推進することとしています。

また、令和4年（2022年）1月には、標準化法第2条第1項の規定に基づき、標準化対象事務として基幹系20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障

害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）が政令で定められました。

さらに、令和4年（2022年）10月には、標準化法第5条第1項の規定に基づき、地方公共団体情報システム標準化基本方針が策定され、その後、令和6年（2024年）12月に令和8年度（2026年度）以降の移行が具体化したシステムへの対応等、所要の改定が行われています。

本市におきましては、標準化対象20業務のうち、15業務については令和7年度（2025年度）に標準準拠システムに移行が完了しましたが、システム事業者の全国的なリソース不足により、残り5業務については令和8年度（2026年度）以降の標準準拠システムへの移行となりました。引き続き迅速に標準準拠システムに移行できるよう進めていく必要があります。

(3) 共通化等の推進

【取組方針】

人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくには、約1,800の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要であります。

このような観点に立って、国と地方3団体の代表を構成員とする「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合（以下「準備会合」という。）」及び「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合ワーキングチーム」が開催され、全自治体への意見照会を踏まえ、今後の取組の指針となる「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」令和6年（2024年）6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）が決定されました。

本基本方針に基づき、情報システムの標準化に引き続き注力しつつ、本基本方針に基づき、共通化の対象となる業務・システムや県などの共同調達による横展開の推進にも積極的に協力するとともに、高い効果が見込めるものについては導入についても検討を進めていく必要があります。

(4) 公金収納における eL-QR の活用

【取組方針】

「規制改革実施計画」（令和6年（2024年）6月21日閣議決定）等に基づき、デジタル庁及び総務省並びに自治体が収入する公金に係る制度を所管する関係府省庁は、自治体における公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性を向上させる観点から、eL-QRを活用した納付を行うことができるよう推進していることから、本市においても相当量の取り扱い係数がある公金にかかる事務について、公金収納におけるeL-QRを活用して各公金の収納を行えるよう、取り組んでいく必要があります。

(5) マイナンバーカードの取得支援・利用の推進

【取組方針】

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも確実・安全に本人確認・本人認証ができ、デジタル社会の基盤となるものである。本人確認書類としての利用はもとより、健康保険証利用やオンラインでの確定申告、各種証明書のコンビニ交付サービスなど様々な場面で利活用がなされるなど市民の利便性の向上につながっているほか、このような利活用が進むことで各種窓口事務の効率化にも寄与しているところであります。また、窓口業務以外にも、マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化（マイナ救急）などにも活用されています。今後も、マイナンバーカードと各種カードとの一体化や、行政手続のオンライン・デジタル化など利活用シーンは拡大することが見込まれていことから、円滑な更新対応や、利活用の推進を引き続き図っていく必要があります。

(6) セキュリティ対策の徹底

【取組方針】

情報セキュリティは、市民の利便性の向上、業務の効率化はもちろんのこと、市民から信頼される行政に求められる最も重要な取り組みであるという共通理解のもと、物理的・人的なセキュリティ対策の徹底を図ります。また、地方公共団体におけるDX化を進めることが急務となるなかで、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることなどから、サイバーセキュリティ対策の取組強化を図る必要があります。

(7) A I 利用促進

【取組方針】

限られた行政資源のなかで、業務の効率化や市民サービスの向上を図るためには、これまで職員が行ってきた作業を生成 A I などのデジタル技術を活用し、業務の効率化を進めながら、職員を政策立案や相談業務などの真に人にしかできない業務に再配分していくことが必要です。

また、A I のイノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、令和 7 年（2025 年）6 月 4 日に人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（A I 法）が公布・一部施行され、同年 9 月 1 日には全面施行となりました。A I 法第 5 条（地方公共団体の責務）では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められており、自治体は A I の活用等を進めていく責務があることから、本市におきましても、A I の利用促進を進めていく必要があります。

(8) テレワーク※4 の推進

【取組方針】

テレワークは、I C T を活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」にも寄与するものである。また、今後生産年齢人口が減少し、職員のなり手不足が懸念される中、時間的制約の有無にかかわらず全ての職員が意欲と能力を最大限発揮して活躍できる環境を整備する観点からも有用であることから、テレワーク環境の整備を進めていく必要があります。

さらに、重大な感染症や災害発生時における行政機能の維持といった B C P（業務継続計画）の観点からも有用な手段でもあります。

○用語の解説

※4 テレワーク：インターネットなどの ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

(9) スマート行政による効率化

【取組方針】

電子決裁を基盤として、財務会計、契約管理、文書管理など内部事務を連携させることによって、業務の効率化や負荷軽減、事務処理の迅速化や確実な事務の遂行支援を図り、スマートな組織体へと転換し、デジタル技術を活用した人的資源の最適化を進めます。

6 自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項

(1) デジタルデバイド※5対策

今後、さまざまな分野で展開する施策へデジタル技術が活用されるなかで、情報格差の解消（デジタルデバイド対策）は、誰一人取り残さない人にやさしいデジタル社会を実感できるために重要な取り組みです。

そこで、行政手続のオンライン化の本格稼働をはじめ、さまざまな分野において事業スキームを検討する段階から「デジタルデバイド対策」も併せて検討するとともに、デジタルデバイド対策に取り組む民間事業者等との連携を推進するなど、担い手の拡大を図りながら、きめ細かな取り組みを引き続き進めます。

(2) デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

近年、デジタル技術の高度化と利活用が急速に進展する一方、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、書面・対面といったアナログ的な手法を前提とするものとなっており、「アナログ規制」として社会全体のデジタル化の妨げとなっています。国では、規制や手続きの見直しをはじめとする構造改革に取り組むことが重要として、法令等に基づく全ての規制についてデジタル原則適合性の確認・検証を行うこととし、制度面の見直しを推進しています。本市においても、「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定し、条例等（条例、規則、要綱、要領）に基づくアナログ規制の点検・見直しを進めているところですが、デジタル技術の進展に適応した規制環境の整備を進めるに当たり、デジタル技術の活用の観点で見直しを推進します。

(3) ゼロトラストアーキテクチャ※6に関する調査・検討

自治体ネットワークは、セキュリティを担保するために「マイナンバー利用事務系」「LGWAN 接続系」「インターネット接続系」と業務に応じて大きく3つに分

○用語の解説

※5 デジタルデバイド：インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

※6 ゼロトラストアーキテクチャ：境界の内部が侵害されることも想定したうえで、情報システム及びサービスの要求ごとに適切かつ必要最小の権限でのアクセス制御を行う際に、不確実性を最小限に抑えるように設計された概念（ゼロトラスト）を利用し、クラウド活用や働き方の多様化に対応しながら情報システムのセキュリティリスクを最小化するための論理的構造的な考え方。

け、ネットワークごとに扱う情報や外部への接続環境を管理しています。

しかしながら、ネットワークごとに使う端末を切り替える手間や、端末間でデータを移動させるためにUSBメモリを使うことで逆にセキュリティリスクが高まるといった課題があることから、今後1人1台のパソコンで効率的に業務ができ、かつセキュリティが担保できる、ゼロトラストアーキテクチャーの考え方を導入するための調査・検討を進めていく必要があります。

7 推進体制

DX・デジタル施策の推進は、全庁的・組織横断的な体制のもと、各部署における主体的な取り組みが重要です。そこで、副市長を本部長とし、教育長、部長職で構成するICT推進本部会議において、各種施策の進行状況等を確認しながら本市のDX・デジタル施策を推進します。

デジタル技術を活用した業務改善などといった、全庁的な取り組みにあたっては、各課から選出されるICT推進員から現行の課題や改善策などの意見集約を行います。

また、集中的・専門的な検討作業が想定される情報システムの標準化・共通化への対応などは、関係課によるワーキングを設置するなど、プロジェクトを効果的に推進するための体制を構築します。先進的な取り組みを進める民間事業者との意見交換等を通じて、より質の高い施策の展開につなげます。